

5 / 18 (火) の発表

はじめよう、つづけよう。

「北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 5月18日(火) 10時00分

発表項目 (行事名)	令和元年度(2019年度)財政的援助団体等監査結果報告書について																							
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時) ありません	発表者																						
		発表場所																						
概要	<p>○財政的援助団体等監査結果の報告 地方自治法第199条第9項の規定に基づき、5月18日、道議会議長、知事等に報告(提出)しました。</p> <p>○配付資料 ・令和元年度(2019年度)財政的援助団体等監査結果報告書の概要 ・令和元年度(2019年度)財政的援助団体等監査結果報告書</p>																							
参考	<p>○財政的援助団体等監査 ・地方自治法第199条第7項の規定により実施する監査</p> <p>○監査実施団体、時期について ・監査は、道が補助金等その他の財政的援助を行っている団体等のうち108団体について、令和2年7月から令和3年3月までの間に実施しました。</p> <p>○監査の結果について ・監査の結果は、「指摘」、「指導」、「検討」に区分して記載しています。 ・指摘等の件数については、次のとおりです。 ・指摘 5件 ・指導 13件 (指導の内訳)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業執行</th> <th>収入</th> <th>支出</th> <th>契約</th> <th>財産管理</th> <th>工事</th> <th>経理</th> <th>道の部局</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>3</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>・検討 0件</p>				区分	事業執行	収入	支出	契約	財産管理	工事	経理	道の部局	合計	件数	3			1			6	3	13
区分	事業執行	収入	支出	契約	財産管理	工事	経理	道の部局	合計															
件数	3			1			6	3	13															

報道(取材)に当たってのお願い	質問等がございましたら、下記にご連絡くださるか、事務局までお越しください。(道庁別館11階)	
他のクラブとの関係	同時配付	(場所) 同時レク

担当 (連絡先)	監査委員事務局総括監査課特別監査グループ TEL 011-231-4111 (内線: 32-365 堀井) 直通011-204-5638	
-------------	---	--

令和元年度(2019年度)財政的援助団体等監査結果報告書の概要

1 監査の実施方法等

令和元年度財政的援助団体等監査は、道が補助金、交付金等の財政的援助を行っている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体等のうち、道の財政的援助等に係る額が多い団体や比率が高い団体、経常経費を援助するなど道の関与が高い団体を中心に108団体を対象として、実地監査又は書面監査により、道の財政的援助等に係る出納その他の事務が適切に執行されているかなどについて、令和2年7月から令和3年3月までの間に、北海道監査委員監査基準に準拠し実施しました。

2 監査の結果

是正又は改善を求めた団体等(道の部局を含む。)は15団体等であり、その内容は、指摘事項5件、指導事項13件となっています。

[指摘事項の主な内容]

区分	主 内 容
指摘事項	<p>○ 補助金が過大となっているものなどについて(報告書P3)</p> <p>団体: 社会福祉法人恵和園 内容: 軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収すべき事務費の算定を誤ったことから、補助金10万8,000円が過大となっていた。</p> <p>団体: 一般社団法人北海道消費者協会 内容: 団体が道の補助金を財源として、間接補助事業者に助成金等を全額概算払したときは、団体の補助事業の完了は、間接補助事業に係る実施状況の報告書を受理したときとなるが、当該報告書を受理する前に、補助事業が完了したとしていた。 また、この中には、団体が間接補助事業者に助成金を交付したが、その用途が明らかとなる実施状況の報告書を受理していないため、補助金の対象経費の確認ができないものがあった。</p> <p>○ 事業の執行について(報告書P3)</p> <p>団体: 北海道新規就農酪農・畜産クラスター協議会 内容: 団体の規定では、会計処理に関して、真実な内容を明瞭に表示することや全ての取引について正確な記帳整理を行うことなどとされているが、団体では、補助金額のみを会計処理の対象として経理していることから、全ての取引についての記帳整理となっておらず、団体の事業内容を明確な計数により表示していなかった。 また、この補助金額のみの予算や決算により、幹事会の協議を経て、議決機関である総会の議決を得ており、総額によらない事業計画兼収支予算書を策定し、事業を実施することとしているなど、適切とは認められない事業運営となっていた。 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業においては、事業実施主体である畜産クラスター協議会は、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していることなどが要件とされているが、総額によらない事業計画兼収支予算書を策定し、事業を実施することとしているなど、適切な事業運営を行う体制となっていなかった。</p> <p>○ 契約等について(報告書P3)</p> <p>団体: 北海道150年映像と音楽による特別イベント実行委員会 内容: 団体が、委託事業であるイベントの実施前に、委託事業者との間で、事業に要する経費や事業内容等に係る業務委託契約書を取り交わさないなど不適切な事務処理を行ったことから、団体と委託事業者との間で委託料についての認識の相違が生じ、このことによって委託事業者から道に支払いを求める民事調停が申し立てられ、道が解決金を支払うこととなったほか、その解決までに時間を要したことから、決算の作成が遅延し、団体の規約に定める期間内に総会の承認を受けていなかった。</p> <p>○ 会計処理等について(報告書P3)</p> <p>団体: 北見市鳥獣被害防止対策協議会 内容: 補助金の出納を管理している団体の会計において、不適切な事務処理が行われ、用途が不明な預金の払出しがあった。 また、団体の規定では、公印については、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならないこととされているが、団体名義の預金通帳とともに、その所在が不明となっていた。</p>